

## 東近江市ぷらざ三方よしの指定管理者の指定につき議決を 求めることについて

東近江市ぷらざ三方よしの指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市ぷらざ三方よし	滋賀県東近江市五個荘塚本町2 79番地 一般社団法人東近江市観光協会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで